

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標Ⅰ 子どもによりよい教育・保育の環境を提供します

幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容 及びその実施時期

(1) 幼稚園 認定こども園 <<1号認定>>

単位：人

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	83	80	74	72	68
②確保提供総数(定員)	299	245	245	245	245
特定教育・保育施設	299	245	245	245	245
差異(②-①)	216	165	171	173	177

【確保の方策】

<現状>

- 1号認定(教育認定)の利用施設としては、幼保連携型認定こども園5園、幼稚園型認定こども園2園、新制度に移行した幼稚園2園があります。
- 1号認定の確保提供数は、充足しています。

<令和7年度～11年度>

- 幼保連携型認定こども園等へ移行予定の特定教育・保育施設及び幼稚園等に対し、施設整備補助金の交付及び認可に向けた支援を行います。
- 1号認定の利用者数に見合う定員となるよう、各施設に対して利用定員の見直しを促します。
- 幼稚園や保育所、認定こども園等の児童施設と小学校等の連携や交流を促進し、子どもが小学校段階へスムーズに移行できるための支援を行います。

(2) 保育所 認定こども園 «2号認定»

単位：人

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	1,122	1,078	990	963	915
②確保提供総数(定員)	1,103	1,075	1,075	1,075	1,075
特定教育・保育施設	1,103	1,075	1,075	1,075	1,075
差異(②-①)	△19	△3	85	112	160

【確保の方策】

<現状>

- 2号認定(保育認定)の利用施設として、認可保育所13園、幼保連携型認定こども園5園、幼稚園型認定こども園2園があります。
- 2号認定の受入れについては、認可保育所等の入所の弾力化により、各施設の面積基準・人員配置基準を確認した上で定員を超える児童の受入れを実施しています。

<令和7年度～11年度>

- 幼保連携型認定こども園等へ移行予定の特定教育・保育施設及び幼稚園等に対し、施設整備補助金の交付及び認可に向けた支援を行います。
- 認可保育所・認定こども園に年度途中の児童の入所に対応できるよう年度当初からの保育士の配置が行えるよう支援を行います。
- 保育士確保のため国庫補助金等を活用した特定教育・保育施設への支援を行います。
- 少子化が進む中、今後とも的確な教育・保育の必要量の把握に努め、2号認定の利用者数に見合う定員となるよう、各施設に対して利用定員の見直しを促します。
- 幼稚園や保育所、認定こども園等の児童施設と小学校等の連携や交流を促進し、子どもが小学校段階へスムーズに移行できるための支援を行います。
- 必要に応じ、入所の弾力化により、各施設の面積基準・人員配置基準を確認した上で定員を超える児童の受入れを実施します。

(3) 保育所 認定こども園 «3号認定»

単位:人

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	734	695	704	688	674
3号認定(0歳)	147	144	142	138	135
3号認定(1歳)	271	289	283	278	271
3号認定(2歳)	316	262	279	272	268
②確保提供総数(定員)	841	841	841	841	841
特定教育・保育施設(0歳)	210	210	210	210	210
特定教育・保育施設(1歳)	283	283	283	283	283
特定教育・保育施設(2歳)	302	302	302	302	302
小規模保育事業	31	31	31	31	31
企業主導型保育施設	15	15	15	15	15
差異(②-①)	107	146	137	153	167

【確保の方策】

<現状>

○3号認定(保育認定)の利用施設として、認可保育所15園、幼保連携型認定こども園5園、幼稚園型認定こども園1園、小規模保育事業2園、企業主導型保育施設1園があります。

○3号認定の受入れについては、認可保育所等の入所の弾力化により、各施設の面積基準・人員配置基準を確認した上で定員を超える児童の受入れを実施しています。

○年度途中に待機児童が発生している状況です。

<令和7年度～11年度>

○幼保連携型認定こども園等へ移行予定の特定教育・保育施設及び幼稚園等に対し、施設整備補助金の交付及び認可に向けた支援を行います。

○認可保育所・認定こども園に年度途中の児童の入所に対応できるよう年度当初からの保育士の配置が行えるよう支援していきます。

- 入所希望の状況を勘案しながら、育児休業後の入所がスムーズに行えるよう、受入れ時期を含め予約制の導入に向けた検討を行います。
- 乳児園卒園後の幼稚園、認定こども園、認可保育所等への移行がスムーズに行えるよう整備を図ります。
- 少子化が進む中、今後とも的確な教育・保育の必要量の把握に努め、3号認定の利用者数に見合う定員となるよう、各施設に対して利用定員の見直しを促します。
- 保育士確保のため国庫補助金等を活用した特定教育・保育施設への支援を行います。

基本目標Ⅱ すべての子育て家庭を支援します

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
特定型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
こども家庭センター型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

【確保の方策】

<現状>

- 利用者支援員を子育て支援課、こども家庭課の計2箇所に配置し、子育て支援に関する情報提供、適切なアドバイス等を行うことができています。また、利用者支援員と子育て支援センター職員との情報交換の場を設け、関係機関との連携体制を整え、保護者に寄り添った支援を行うことができています。
- 令和6年度から、こども家庭センター設置に伴い、母子保健型をこども家庭センター型へ移行して対応を続けています。

<令和7年度～11年度>

- 子育て支援に対する総合的な相談及び案内を行う利用者支援員を子育て支援課に継続して配置するよう予算措置を行います。
- 利用者支援員（子育て支援課）に対し、保護者への適正なアドバイスが行えるよう定期的に研修を実施します。
- 利用者支援員（子育て支援課、こども家庭課）と地域子育て支援センターがおやこ広場等を通して連携を図り、保護者の支援が切れ目なく行えるようにします。
- 関係機関と情報交換等を行い、迅速な保護者支援を行うように努めていきます。
- 関係機関と連携しながら、子育てをしている保護者だけでなく地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応できる体制を整えます。（重層的支援体制の整備）

（２）時間外保育（延長保育）事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

単位：人

	推 計				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	751	718	689	672	648
②確保提供総数	900	900	900	900	900
差異（②－①）	149	182	211	228	252

【確保の方策】

<現状>

- 認可保育所、認定こども園等市内 24 園全園で 11 時間を超えて延長保育を実施しています。
- 延長時間は保育標準時間 11 時間保育を超えて、8 園で 30 分間、1 園で 40 分間、15 園で 1 時間の延長保育を実施しています。

<令和 7 年度～11 年度>

- 開所時間の範囲内において、利用者のニーズに対応した体制の整備に努めます。

（３）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：人

	推 計				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	1,335	1,360	1,366	1,360	1,385
低学年	855	890	870	857	858
高学年	481	471	496	503	527
②確保提供総数（定員）	1,622	1,622	1,622	1,622	1,622
差異（②－①）	287	262	256	262	237

【確保の方策】

<現状>

- 現在 14 学区に 38 のクラブが設置されています。
- 市内の放課後児童クラブは、NPO 法人、放課後児童クラブ運営委員会、社会福祉協議会などが設置・運営しています。

<令和 7 年度～11 年度>

- 子育て世代の経済的負担軽減のため保育料無償化についても検討していきますが、学区によっては需要が高く待機児童が発生する可能性があることや、施設の老朽化、支援員の確保などの課題があることから、クラブの設置・運営者と協議しながら施設整備等の支援を進めます。
- 放課後児童クラブ職員の保育の質や専門性の向上を図るための研修を実施します。
- 広幡小学校・六郷小学校・塩井小学校を統合する（仮称）統合小学校の令和 9 年度の開校に合わせ、放課後児童クラブを整備します。
- 米沢市子ども・子育て会議では、これまで同様、教育委員会と福祉部局の推進課を事務局とし、総合的な放課後対策について協議を行います。

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライト事業）

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活支援事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライト事業））です。

① ショートステイ事業

単位：人日

	推 計				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	48	48	48	48	48
②確保提供総数	730	730	730	730	730
差異（②－①）	682	682	682	682	682

② トワイライト事業

単位：人

日

	推 計				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	0	0	0	0	0
②確保提供総数	730	730	730	730	730
差異（②－①）	730	730	730	730	730

【確保の方策】

<現状>

- 児童養護施設興望館 1 箇所で実施しています。
- 施設の確保ができていることによって、緊急時の対応が可能となっています。

<令和 7 年度～11 年度>

- 支援を必要とする人が、適切な支援を受けることができるよう、事業の P R に努めます。
- ひとり親等、支援を必要とする世帯に対し事業の利用促進を図ります。

（５）乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：人

	推 計				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	367	359	353	344	336
②確保提供総数	367	359	353	344	336
差異（②－①）	0	0	0	0	0
訪 問 率	100%	100%	100%	100%	100%

【確保の方策】

<現状>

- 生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き助言等を行っています。
- 子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握に努め、継続した支援が必要なケースの発見に努めています。
- 地区の子育てに関わる組織との連携を行っています。

<令和７年度～１１年度>

- 乳児家庭の孤立を防ぐため今後とも訪問率１００％となるよう努めていきます。
- 支援が必要となる家庭に対して適切なサービスの提供、助言が行えるよう更なる事業の充実に努めます。
- 継続した支援を必要とする家庭に対して、関係機関と連携を図りながら支援の充実に努めます。

（６）養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

（要保護児童等の支援に資する事業）

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

単位：人

	推 計				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用者推計総数 （量の見込み）	119	119	119	119	119

【確保の方策】

<現状>

- 養育の支援が必要な家庭に保健師、養育支援訪問員が訪問し子どもの保護者等に支援を行っています。
- 保健師と家庭児童相談員が情報を共有しながら、訪問するなど継続的な支援を行っています。
- 児童虐待の防止や要保護児童への支援のため、要保護児童対策地域協議会の代表者会議や実務者会議、ケース検討会を開催し、支援ケースの検討を行っています。

<令和 7 年度～11 年度>

- 乳児家庭全戸訪問等において養育支援を必要とする家庭等が認められる場合は、養育が適切に行われるよう、早期に居宅訪問を行い相談や指導助言等の体制の充実に努めます。
- ケース毎に関係機関との連携を図りながら、情報共有・対応の検討、継続した状況の確認を現在同様実施していきます。
- 見守り体制の強化や迅速な対応が行われるよう、今後とも関係機関との連携の強化を図っていきます。

（７）地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：人日

	推 計				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	11,887	11,358	10,907	10,633	10,251
②確保提供総数	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400
差異（②－①）	513	1,042	1,493	1,767	2,149
設置数	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所

【確保の方策】

<現状>

- 民間立保育所の併設の 5 箇所と、社会福祉協議会が旧窪田児童センターで運営する 1 箇所の計 6 箇所で実施しています。
- 保育士等が配置されており、気軽に相談できる体制が整えられています。
- 電話での相談体制も整っており、保護者の身近な育児支援者となっています。

<令和 7 年度～11 年度>

- 気軽に相談できる窓口として、関係機関との連携を図りながら保護者等の育児負担の軽減に努めるとともに、切れ目のない子育て支援を行っていきます。
- 同年齢の子どもを持つ親（祖父母）との交流の場の提供を行っていきます。
- 地域とのつながりを深める事業を実施し、関係機関と連携しながら、子育てをしている保護者だけでなく地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応できる体制を整えます。（重層的支援体制の整備）

（８）一時預かり事業（幼稚園型・その他の一時預かり）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園（在園児対象）、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園型

単位：人日

	推 計				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	12,176	11,634	10,723	10,363	9,818
1号認定	599	575	528	514	488
新2号認定	11,577	11,059	10,195	9,849	9,330
②確保提供総数	13,900	13,900	13,900	13,900	13,900
差異（②－①）	1,724	2,266	3,177	3,537	4,082

② その他の一時預かり（認可保育所）

単位：人日

	推 計				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	435	416	399	389	375
②確保提供総数（定員）	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
差異（②－①）	1,005	1,024	1,041	1,051	1,065

【確保の方策】

<現状>

- 認定こども園 7 園、新制度に移行した幼稚園 2 園で、1号認定の在園児等を対象に一時預かりや長期休暇時の預かりを行っています。
- 不規則な就労や緊急時の預かりの居場所として認可保育所 2 園で一時預かり事業を実施しています。

<令和 7 年度～11 年度>

- 保育を必要とする 2 号認定の受入れを実施している幼稚園に対し、預かり保育事業の補助を実施していきます。
- 多様な保護者のニーズに対応できるよう努めます。

(9) 病児保育事業

【事業概要】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する「病児対応型」、看護師を配置した保育所等において在園児対象で実施している「体調不良児対応型」及び「ファミリー・サポート・センター病児対応」の事業です。

単位：人日

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	2,683	2,563	2,462	2,400	2,314
病児対応型	237	226	217	212	204
体調不良児対応型	2,443	2,334	2,242	2,185	2,107
ファミリー・サポート・センター 病児対応	3	3	3	3	3
②確保提供総数	4,563	4,563	4,563	4,563	4,563
病児対応型	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
体調不良児対応型	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
ファミリー・サポート・センター 病児対応	3	3	3	3	3
差異 (②－①)	1,880	2,000	2,101	2,163	2,249

【確保の方策】

<現状>

- 認可保育所2園に病児保育室を併設し「病児対応型」を実施しています。
- 認可保育所10園と認定こども園3園で、看護師（准看護師含む）を配置し、在園児を対象に「体調不良児対応型」を実施しています。
- ファミリー・サポート・センターにおいて病児対応のための研修を受けた協力会員による病児対応を実施しています。

<令和7年度～11年度>

- 病児保育を必要とする世帯に対し、事業の周知に努めていきます。
- 病児保育担当職員の質の向上が図られるよう支援します。
- 指導医と連携強化を図りながら、病児保育事業の円滑な運営を支援していきます。

（１０）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と、当該援助を行うことを希望する者（協力会員）とその両方を希望する者（両方会員）の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人日

	推 計				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	217	207	199	191	185
②確保提供総数	300	300	300	300	300
差異（②－①）	83	93	101	109	115

【確保の方策】

<現状>

- 市の委託を受け、社会福祉法人が運営しています。
- 保護者の多様なニーズに対応し、支援を行っています。
- 会員間の親睦が図れるよう、様々な講座を実施しています。
- 支援を行う会員への研修を実施し、質の向上に努めています。

<令和 7 年度～11 年度>

- 事業の周知を行うとともに、今後とも協力会員の増加に努めます。
- 様々な保育ニーズに応じた対応が可能となるよう、サービス内容の拡充に努めます。
- 保護者との十分な信頼関係が築けるよう、利用調整体制の充実に努めます。

（１１）妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：人回

	推 計				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用者推計総数 (量の見込み)	7,707	7,539	7,413	7,224	7,056

【確保の方策】

<現状>

○母子健康手帳交付時に妊婦健康診査票を交付し、以下の項目について公費助成を行っています。

公費負担限度上限額

- ・妊婦一般健康診査（初回） 10,000円
- ・妊婦一般健康診査（2回目～14回目） 5,000円
- ・HTLV-1抗体検査 2,290円
- ・子宮頸がん検診 3,400円
- ・性器クラミジア抗原検査 2,100円
- ・超音波健康診査（初回） 5,300円
- ・超音波健康診査（2回目～4回目） 4,770円

○山形県医師会との委託契約により実施しています。

○妊婦健康診査の徹底を図り、妊婦の健康管理に努めます。

<令和 7 年度～11 年度>

○低体重児出産の減少を図るため、妊娠届出時は保健師や助産師が対応し、妊娠期に必要な栄養や休息、たばこの有害性などをパンフレット等を用いて啓発します。

○定期的な妊婦健診を公費助成することで、経済的支援を継続します。

（１２）実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

単位：世帯数

	推 計				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用者推計総数 (量の見込み)	20	20	20	20	20

【確保の方策】

<現状>

○生活保護世帯への経済的支援が講じられています。

<令和 7 年度～11 年度>

○生活保護世帯の保護者の申請により、実費として特定教育・保育施設等に対して支払った費用の内教材費や行事費等についてその費用の一部を助成します。

（１３）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

（認定こども園特別支援教育・保育経費）

【事業概要】

多様な事業者による事業実施を促進するため、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会拡大を図る事業です。

単位：件

	推 計				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用者推計総数 （量の見込み）	1	1	1	1	1

【確保の方策】

<現状>

○本事業については、要件を満たす施設（１園に１号認定として２人以上の障がい児の利用）がなかったことから、第２期計画期間の実提供数は０件でした。

<令和 7 年度～11 年度>

○私立の認定こども園において、特別児童扶養手当等の対象者となる子どもを集団活動の中で教育・保育を行う上で、特別な支援を必要とする場合で、必要な職員等の加配を行った場合などその費用の一部を補助します。

（１４）子育て世帯訪問支援事業【新規】

【事業概要】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

○「米沢市多胎児子育て支援事業」（子育て支援課）

多胎児のお子さんが生まれて支援を希望する家庭に訪問支援員を派遣して家事・育児の支援を行い、保護者の精神的・肉体的負担を軽減します。

○「子育て世帯訪問支援事業」（こども家庭課）

家事、育児に対して不安や負担を抱え、支援が必要と判断された家庭を訪問支援員が訪問し、家事、育児などの支援を行います。

単位：人日

	推 計				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	375	367	359	351	344
②確保提供総数	383	383	383	383	383
差異（②－①）	8	16	24	32	39

【確保の方策】

<令和 7 年度～11 年度>

○NPO 法人等への委託により、支援を進めていきます。

○支援を必要とする人が、適切な支援を受けることができるよう、事業の利用促進を図ります。

（１５）妊婦等包括相談支援事業【新規】

【事業概要】

妊婦やその配偶者に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行う事業です。

経済的支援である「妊婦のための支援給付（妊娠届後および出産後にそれぞれ５万円給付するもの）」と一体的に行うことで、妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう支援するものです。

単位：回

	推 計				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	1,101	1,077	1,059	1,032	1,008
②確保提供総数	1,101	1,077	1,059	1,032	1,008
差異（②－①）	0	0	0	0	0

【確保の方策】

<令和 7 年度～11 年度>

○こども家庭センター（こども家庭課）の保健師等が、妊娠届出時・妊娠 7 か月時・出産後の計 3 回、面談やアンケート、子育てサポートガイド手交により一貫して身近で相談に応じ、継続的な情報発信を行うとともに必要な支援に繋がります。

（１６）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

【事業概要】

保護者の就労の有無などを問わず、保育所等を利用していない生後６ヵ月から３歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等を利用できる事業です。

※令和７年度は地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけられ、令和８年度からは新たな給付事業として位置づけられます。

単位：人日

	推 計				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	—	132	132	132	120
②確保提供総数	—	146	137	153	167
差異（②－①）	—	14	5	21	47

【確保の方策】

<令和７年度～11年度>

○令和７年度は自治体の判断において実施され、令和８年度から全国の自治体で実施されることとなっており、本市は令和８年度から実施します。実施に向けて、施設と協議しながら受け入れ体制を整えます。

(17) 産後ケア事業【新規】

資料 2 参照

2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

「子育てのための施設等利用給付制度」の実施にあたっては、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等の向上に努めます。

第4章 基本目標Ⅱ 新規事業

(14) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

【事業概要】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

○「米沢市多胎児子育て支援事業」(子育て支援課)

多胎児のお子さんが生まれて支援を希望する家庭に訪問支援員を派遣して家事・育児の支援を行い、保護者の精神的・肉体的負担を軽減します。

○「子育て世帯訪問支援事業」(こども家庭課)

家事、育児に対して不安や負担を抱え、支援が必要と判断された家庭を訪問支援員が訪問し、家事、育児などの支援を行います。

単位：人日

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	375 (子育て支援 143 こども家庭 232)	367 (子育て支援 143 こども家庭 224)	359 (子育て支援 143 こども家庭 216)	351 (子育て支援 143 こども家庭 208)	344 (子育て支援 143 こども家庭 201)
②確保提供総数	383	383	383	383	383
差異 (②－①)	8	16	24	32	39

【量の見込みの算出方法】

子育て支援課 令和5年度、令和6年度の利用実績より算出

こども家庭課 手引きにより算出(対象児童0～17歳)

$$A \text{ 推計児童数} \times \frac{C \text{ 対象世帯数 (5世帯)}}{B \text{ 全児童数 (9,570人)}} \times D \text{ 平均利用日数 (48日)}$$

【確保の方策】

<令和7年度～11年度>

○NP0法人等への委託により、支援を進めていきます。

○支援を必要とする家庭が、適切な支援を受けることができるよう、事業の利用促進を図ります。

(15) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

【事業概要】

妊婦やその配偶者に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行う事業です。

経済的支援である「妊婦のための支援給付（妊娠届後および出産後にそれぞれ5万円給付するもの）」と一体的に行うことで、妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう支援するものです。

単位：回

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	1,101	1,077	1,059	1,032	1,008
②確保提供総数	1,101	1,077	1,059	1,032	1,008
差異(②－①)	0	0	0	0	0

【量の見込みの算出方法】

手引きの算出方法に則り、対象者数＝妊娠届出数とする。また、妊娠届出数を各年の〇歳児の推計人口とし、対象者数に面談回数（3回）を乗じた数を量の見込みとする。

【確保の方策】

<令和7年度～11年度>

〇こども家庭センター（こども家庭課）の保健師等が、妊娠届出時・妊娠7か月時・出産後の計3回、面談やアンケート、子育てサポートガイド手交により一貫して身近で相談に応じ、継続的な情報発信を行うとともに必要な支援に繋がります。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

【事業概要】

保護者の就労の有無などを問わず、保育所等を利用していない生後6ヵ月から3歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等を利用できる事業です。

※令和7年度は地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけられ、令和8年度からは新たな給付事業として位置づけられます。

単位：人日

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	—	132	132	132	120
0歳児	—	60	60	60	48
1歳児	—	36	36	36	36
2歳児	—	36	36	36	36
②確保提供総数	—	146	137	153	167
差異(②-①)	—	14	5	21	47

【量の見込みの算出方法】

手引きにより算出

量の見込み（月間の延べ）＝①必要受入時間数÷②定員一人1月当たりの受入れ可能時間数

① 必要受入時間数＝0歳6か月から満3歳未満の未就園児数 × 月10時間

② ②定員一人1月当たりの受入れ可能時間数＝8時間×22日

年間の延べで計上。

【確保の方策】

＜令和7年度～11年度＞

○令和7年度は自治体の判断において実施され、令和8年度から全国の自治体で実施されることとなっており、本市は令和8年度から実施します。実施に向けて、施設と協議しながら受け入れ体制を整えます。

(17) 産後ケア事業【新規】

【事業概要】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

単位：人日

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	150 (短期入所型 106 居宅訪問型 5 通所型 39)	147 (短期入所型 103 居宅訪問型 5 通所型 39)	152 (短期入所型 102 居宅訪問型 6 通所型 44)	149 (短期入所型 99 居宅訪問型 6 通所型 44)	145 (短期入所型 97 居宅訪問型 6 通所型 42)
②確保提供総数	150 (短期入所型 106 居宅訪問型 5 通所型 39)	147 (短期入所型 103 居宅訪問型 5 通所型 39)	152 (短期入所型 102 居宅訪問型 6 通所型 44)	149 (短期入所型 99 居宅訪問型 6 通所型 44)	145 (短期入所型 97 居宅訪問型 6 通所型 42)
差異 (②－①)	0	0	0	0	0

【量の見込みの算出方法】

手引きを参考として算出。産婦数を各年の0歳児の推計人口とし、令和6年4月～10月に出産した産婦における産後ケア事業利用率をもとに推計している。

令和7年度から居宅訪問型と通所型の利用上限回数を2回/人に増とするため、令和7、8年度は利用者の7割が2回利用すると見込んだ。令和9年からは利用者の全員が2回利用すると見込む。

【確保の方策】

＜令和7年度～11年度＞

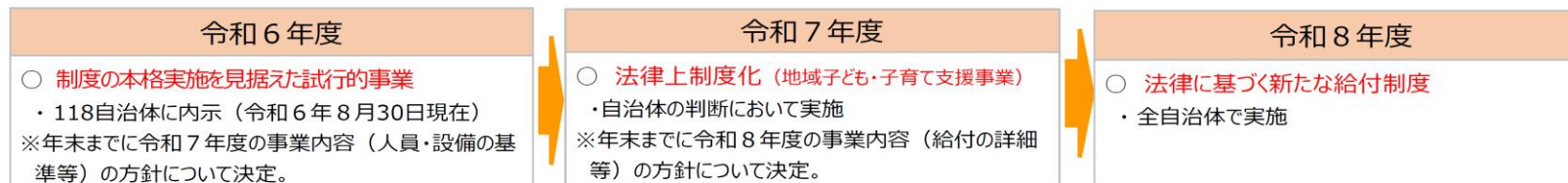
○出産医療機関、助産院等への委託により、出産医療機関に宿泊し産後のケアを受けることができる「宿泊（短期入所）型」、助産師が家庭に訪問し産後ケアを行う「訪問（居宅訪問）型」、助産院や医療機関で育児相談や母乳育児指導を受けることができる「通所型」の支援を行う体制を整えます。

こども誰でも通園制度について

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設。【R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化】



【本格実施に向けたスケジュール】



一時預かり事業と試行的事業、 こども誰でも通園制度の関連について

こども誰でも通園制度の
制度化、本格実施に向け
た検討会（第1回）資料

	一時預かり事業	こども誰でも通園制度の本格実施を 見据えた試行的事業	こども誰でも通園制度
位置づけ	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業	市町村が実施主体となる補助事業	法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付） （令和7年度は、地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置付け）
実施自治体	1,269自治体で実施	115自治体（令和6年4月26日時点）	全ての自治体（1,741）で実施
事業の目的 や内容	①家庭において保育を受けることが一時的に困難 となった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保 育所等において一時的に預かることが望ましい と思われる乳児又は幼児について、主として昼 間において、保育所、幼稚園、認定こども園そ 他の場所において、 <u>一時的に預かり、必要な 保護を行う事業</u> （児童福祉法第6条の3第7項）	○全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な 成育環境を整備するとともに、全ての子育て家 庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに かかわらない形で支援を強化するため、現行の 幼児教育・保育給付に加え、月一定時間まで の利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単 位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こ ども誰でも通園制度」）を創設する。（こども 未来戦略） ○こども誰でも通園制度の創設を見据え、試行的 事業を実施する。	○全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する とともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフス タイルにかかわらない形で支援を強化するため、現行の幼児教育・ 保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を 問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰 でも通園制度」）を創設する。（こども未来戦略） （参考）改正後の子ども・子育て支援法 第七条（略） 11 この法律において「乳児等通園支援」とは、児童福祉法第六条の第三十二 三項に規定する乳児等通園支援事業として行う同項の乳児又は幼児への遊び及 び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。 （支給要件） 第三十条の十四 乳児等のための支援給付は、支給対象小学校就学前子ども（満 三歳未満の小学校就学前子ども（当該小学校就学前子どもに係る教育・保育給 付認定保護者が現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費若し くは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該小学校就学前 子ども又は第七条第十項第四号ハの政令で定める施設を利用している小学校就 学前子どもを除く。）をいう。以下この節及び第五十四条の二第二項において 同じ。）の保護者に対し、当該支給対象小学校就学前子どもの第三十条の二十 第一項に規定する特定乳児等通園支援の利用について行う。
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など 様々	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、 利用方法を選択できる ※親子通園も可能とする	試行的事業の実施状況等を踏まえ、検討
利用時間	<u>補助事業として利用時間の定めはなく</u> 、市町村に よって上限の時間や日数を設けている。 ※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により 様々	補助基準上一人当たり「月10時間」を上限	10時間以上であって乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情 を勘案して内閣府令で定める時間（改正後の子ども・子育て支援法第 30条の20第3項） ※試行的事業の実施状況や全国的な提供体制の確保状況等も踏まえながら、都市 部を含め全国の自治体において提供体制を確保できるかといった観点から、今 後検討。なお、令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での 実施が難しい自治体においては、3時間以上であって内閣府令で定める月一定 時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置 を設ける。（令和8・9年度の2年間の経過措置）
人員配置	①一般型 ○乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を 配置し、そのうち保育士を1/2以上。 ○保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員 研修または、家庭的保育者基礎研修と同等の研 修）を修了した者。 ②余裕活用型 ○「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」 に定める保育所の基準等を遵守。	①一般型 ○乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を 配置し、そのうち保育士を1/2以上。 ○保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員 研修または、家庭的保育者基礎研修と同等の研 修）を修了した者。 ②余裕活用型 ○「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」 に定める保育所の基準等を遵守。	試行的事業の実施状況等を踏まえ、検討